

新東方日本語学校 東京本校 学則

第一章 総則

第一条（基本理念と目的・教育目標）

【基本理念】

本校は、言語を相互理解とコミュニケーションの基盤であると考え、日本語教育を通じて学生の視野を広げ、多様性を理解し、尊重する姿勢を育成します。さらに、日本という国への理解を深め、日本の文化・社会・価値観を柔軟に学び、身につけることのできる人材の育成を目指します。また、アクティブラーニングを取り入れた学びを通じて、主体的に考え、交流し、実践的に日本語を理解する力を養います。そして、多様性を受け入れながら、社会で活躍できる人材を育成します。

〈目的〉

本校では、基本的な日本語能力を確実に身につけるとともに、自ら考え、主体的に学び続ける姿勢を養います。日本語を単なる知識として学ぶだけではなく、日本文化や礼儀、社会背景への理解も深めながら、多様な文化や価値観を尊重し、相手と円滑にコミュニケーションできる力を高めます。また、大学・専門学校等への進学を目指す学生が、それぞれの目標を実現できるよう、進学に必要な日本語能力と学習の基礎力を身につけるための教育を行います。こうした学びにアクティブラーニングを取り入れ、自ら考え、仲間と対話し、自分の考えを日本語で発信する経験を重ねることで、進学後や社会においても自ら考え、行動し、実践的に日本語を活用できる力を培います。

〈目標〉

本校では、「日本語教育の参照枠」に示される5つの言語活動をバランスよく身につけ、日常生活や学習場面において自立して日本語を運用できる力を培います。また、日本の文化や社会について、その背景を含めて学び、自文化との違いを認識しながら、「日本」という国への理解を深めます。

さらに、課題発見・課題解決型の学習やアクティブラーニングを通じて、自ら考え、判断し、行動する主体的な学習姿勢を身につけるとともに、進学後の学習や研究に対応できる論理的思考力と、アカデミックな場面で必要となる日本語運用能力を高めます。

進路選択においては、大学だけでなく専門学校等も含めた幅広い選択肢への理解を深め、自身の目標や適性に応じて進路を選択し、その実現に向けて主体的に取り組む力を養います。

第二条（名称）

本学は、新東方日本語学校 東京本校と称する。

第三条（位置）

新東方日本語学校 東京本校 本校は東京都板橋区上板橋3丁目19番11号に置く。

新東方日本語学校 東京本校 分校を東京都板橋区上板橋2丁目3番12号に置く。

第四条（組織）

本校、分校には、教務課、生活指導担当課を置く。

第二章 就業期間、収容定員及び休業日

第五条 本学の学科、課程、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

部別	課程名	修業年限	収容定員	クラス数	備考
第一部 (午前)	進学2年コース	2年	70名	5クラス	4月生
			120名	6クラス	
	進学1年6か月 コース	1年6か月	20名	1クラス	10月生
	進学1年コース	1年	20名	1クラス	4月生
第二部 (午後)	進学2年コース	2年	70名	5クラス	4月生
			100名	5クラス	
	進学1年6か月 コース	1年6か月	20名	1クラス	10月生
	進学1年コース	1年	40名	2クラス	4月生
計			460名	26クラス	

第六条（授業時数・授業日数・始業及び就業の時刻）

授業時間は1日4時間、週20時間とする。

2 1単位時間は45分とする。

3 授業時数は下記の通りとする。

- 一 進学2年コース 1600(単位時間)
- 二 進学1年6か月コース 1200(単位時間)
- 三 進学1年コース 800(単位時間)

4 始業時間及び就業時間は、次の通りである。

	1限目	2限目	休憩	3限目	4限目
午前	9:00～9:45	9:45～10:30	20分	10:50～11:35	11:35～12:20
午後	13:20～14:05	14:05～14:50	20分	15:10～15:55	15:55～16:40

第七条（就業期間）

本学のコースを実施する期間は、4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする。

2 学期を次のとおり定める。

- 一 第一学期（4月～9月）
- 二 第二学期（10月～3月）

第八条（授業日及び休校日）

本学が授業を実施する日は、次の休校日を除いた日とする。

2 休校日は次のとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日及び祝祭日及び振替休日

3 前項の休校日以外に、以下のとおりに長期休校期間を設定する。

4 終始日は各年度前に決める。

- 一 春休み 3月中旬から4月上旬
- 二 夏休み 7月下旬から8月中旬
- 三 学期間休校 10月上旬
- 四 冬休み 12月下旬から1月上旬

5 教務上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、第二項と第三項の規定にかかわらず、休校日に授業を行うことができる。

6 非常災害、感染症の蔓延、その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第三章 教育課程

第九条 本校の日本語教育課程は進学2年コース、進学1年6か月コース、進学1年コースを置き、目標とする日本語能力レベル及び単位時間数は下記に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	就業期間	日本語能力の到達目標	レベル	単位時間数 (1単位時間45分)
進学2年コース	2年	B2	初級(A1)	200単位時間
			初中級(A2)	200単位時間
			中級(A2～B1)	400単位時間
			中上級(B1～B2)	800単位時間
進学1年6か月コース	1年6か月	B2	中級(A2～B1)	400単位時間
			中上級(B1～B2)	800単位時間
進学1年コース	1年	B2	中上級(B1～B2)	800単位時間

第四章 学習評価

第十条(学習評価及び進級)

本学における学習評価は、定期試験及びパフォーマンス評価等を以て決定し、6段階評価とする。

A:90-100点 / B:80-89点 / C:70-79点 / D:60-69点 / E:59-0点 / F:未受験

2 当該レベルにおいて、D以上を合格とし、Eは補講を行い、再試験をする。再試験の結果D以上の点数の場合、合格とする。

3 Fについては追試を行い、結果D以上の点数の場合、合格とする。合格点に満たない場合は補講を行い、再試験を実施する。

4 再試験について(3)の場合は2回までとし、(4)の場合は1回までとする。尚、合格点に満たない場合は学力不足により退学とする。

5 進級については学期末試験にてD以上の成績の学習者を対象とする。

第五章 教職員及び職員の体制

第十一条(教職員)

本学に、次の教職員を置く。

- 一 校長
- 二 主任教員
- 三 教員 23名以上(本務当教員12名以上/主任教員を含む)
- 四 事務統括者 1名
- 五 生活指導担当者 5名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

第十二条（校長）

校長は校務を司り、所属職員を監督する。

第十三条（主任教員）

主任教員は教育課程の編成及び他の教員の指導にあたり、教務を統括する。

第十四条（教員会議）

職務の円滑な執行に資するため、教職員会議を置く。

2 教職員会議は校長が主宰する。

3 教員会議は主任教員が主宰する。

第十五条（研修）

本校は、教員及び職員の資質の向上並びに授業内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修を計画的に実施する。

2 前項の研修は、次の各号に掲げるものとする。

一 教員及び職員の資質及び教養の向上を目的とし、外部の専門家を講師として招聘して行う研修

二 日本語教育歴3年未満の教員を対象とし、本校の日本語教育課程及び授業方法についての共通理解を図り、安定した授業の実施を確保することを目的とする研修

三 前二号に掲げるもののほか、校長が必要と認める研修

3 校長は、主任教員と協議の上、年度ごとに研修計画を策定し、これに基づき研修を実施する。

4 教員及び職員は、前項の研修計画に基づき研修に参加しなければならない。

5 本校は、研修の実施状況を記録し、その結果を授業内容等の改善に活用する。

第六章 入学、退学、転学、休学及び修了に関する事項

第十六条（入学資格）

原則として、在留資格「留学」により本学に入学する者の入学資格は、以下の条件をいずれも満たしていることとする。

一 12年以上の学校教育もしくは、それに準ずる課程を修了している者、又は修了する見込みのある者

二 年齢が18才以上の者

三 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

四 信頼のおける財政保証兼身元保証人を有する者

五 本校の理念、教育目標、到達目標を理解している者。

六 各コースにおいて求められる日本語能力がある者

- イ) 進学2年コースは、「日本語教育の参照枠」におけるA1相当以上の日本語能力を証明する試験に合格・取得、又は当校実施の面接に合格したもの。
- ロ) 進学1年6か月は、「日本語教育の参照枠」におけるA2相当以上の日本語能力を証明する試験に合格・取得、又は当校実施の面接に合格したもの。
- ハ) 進学1年コースは、「日本語教育の参照枠」におけるB1相当以上の日本語能力を証明する試験に合格・取得、又は当校実施の面接に合格したもの。

第十七条（入学時期）

本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

第十八条（入学手続き）

本学への入学手続は、以下のとおりとする。

- 一 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第二十四条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- 二 本学は出願を完了した者に対して選考を行い、合格した入学希望者に対して必要な手続を行い、入学者を決定する。
- 三 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第二十四条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学手続をしなければならない。

第十九条（休学、復学、転学、退学）

生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書等必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

3 期間の途中で、退学、転学しようとする者は、その事由を書面にて届け、校長の許可を受けなければならない。

第二十条（修了の認定）

校長は、次の各号を全て満たす者について、当該コースの修了を認定する。

- 一 第五条に定める当該コースの修業年限を満了していること
- 二 当該コース全体の出席率が85%以上であること
- 三 第十条に定める学習評価において、最終学期の総合成績がD以上であること
- 四 在籍期間中に出入国在留管理庁が指定する試験でA2相当以上の成果を収めていること

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

3 コース修業期間を満了したが修了条件を満たさなかった者や、コースの途中で学習を終えた者に対して、校長は、それに応じた学習証明又は、在籍期間証明書を授与することができる。

第七章 賞罰に関する事項

第二十一条(褒賞)

校長は、学習及び学習態度が優秀かつ模範的な者に対して、その最優秀者に褒賞を与えることができる。

第二十二条(懲戒処分)

生徒が本学の学則、その他本学の定める諸規則を守れず、その本分におとる行為があったときには、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、除籍及び退学の2種とする。

3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- 一 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 正当な理由なく出席が不良な者
- 三 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者
- 四 授業料その他の納付金の納付を怠り、請求を催告しても納付をしない者
- 五 日本の法律に反した者
- 六 その他校長が除籍と判断した者

第八章 授業料、入学金その他の費用徴収及び返還に関する事項

第二十三条(納付金)

本学進学コースの納付金は、次のとおりとする。

※以下の料金表示は、税込みである。

コース名		選考料	入学金	授業料	その他	合計
進学2年コース	1年目	20,000円	50,000円	800,000円	120,000円	990,000円
	2年目	-	-	800,000円	120,000円	920,000円
進学1年6か月 コース	1年目	20,000円	50,000円	800,000円	120,000円	990,000円
	2年目	-	-	400,000円	60,000円	460,000円
進学1年コース	1年目	20,000円	50,000円	800,000円	120,000円	990,000円

【注意事項】

- 一 学習者が本学に在籍中、授業料は所定の期日までに納入しなければならない。
- 二 授業料は年間分を一括で納入するものとする。自己都合による欠席等については、授業の振替、授業料の減免・返金等は行わないものとする。

(滞納)

期日までに所定の手続を行わなかった場合は、校長は当該学生に対して退学または除籍処分を行うことができる。

第二十四条（学生納付金の返還）

納付金の返還については、日本語教育振興協会維持会員協議会が制定した「日本語教育機関による留学の受入れに関するガイドライン」に準じる。

第九章 雑則

第二十五条（学生証）

入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、生徒の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。

第二十六条（健康診断）

入国管理法により、来日後の在学生の健康診断を毎年1回実施する。

第二十七条（健康保険加入）

在留資格「留学」を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

付則

この学則は、2027年10月1日から施行する。